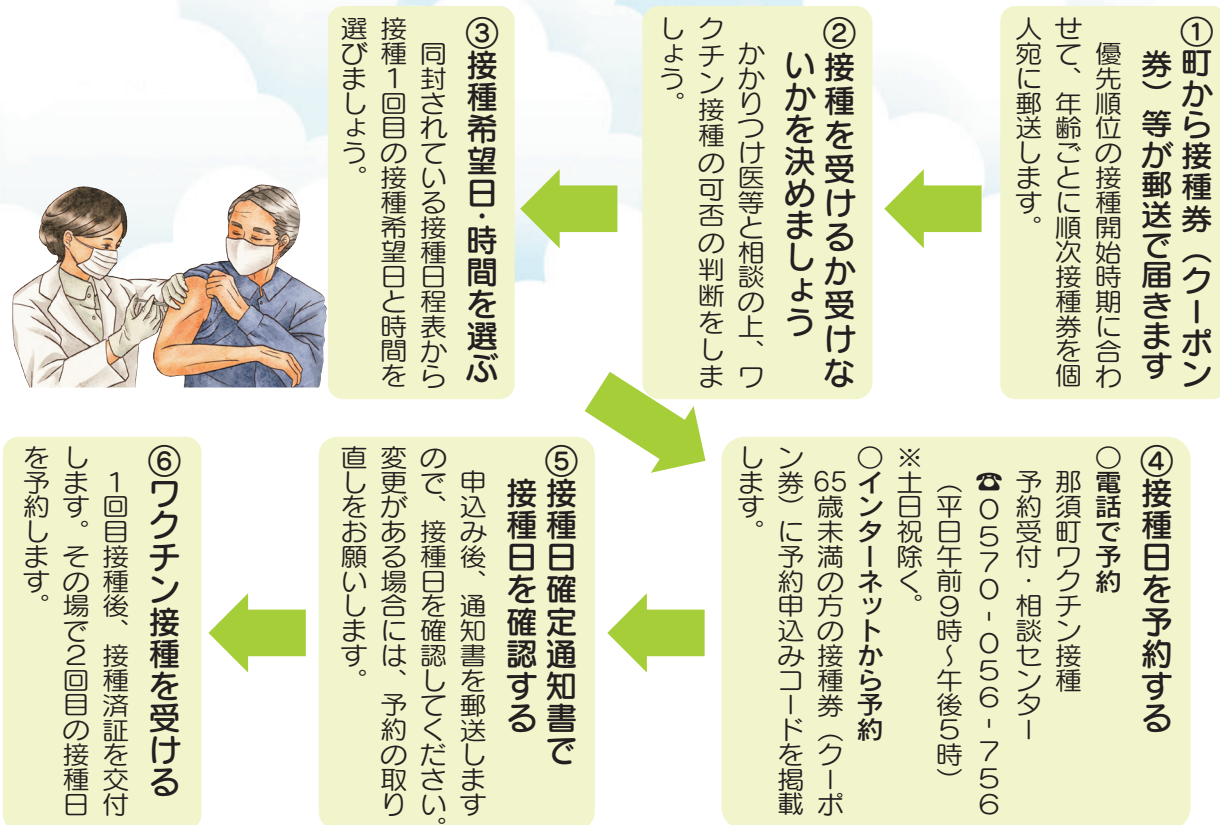


〈栃木県からのお願い〉

- 1都3県（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）への不要不急の移動は慎重に検討しましょう。
- 歓迎会、新歓コンパ、飲食につながる謝恩会や花見などは自粛しましょう。

ワクチン接種までの流れ



緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金が給付されます

2021年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動自粛により、売上が50%以上減少した中小法人、個人事業者等に一時支援金が給付されます。

■対象者 中小企業、個人事業者等で、緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業または外出自粛等の影響を受け、2019年または2020年と比較して2021年の1月・2月・3月いずれかの売上が50%以上減少した方（栃木県が実施した時短協力金を受け取った方は、この支援の対象外となります）

■対象業種 卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業ほか多数の事業者

■給付額

○中小法人等 最大60万円 ○個人事業主等 最大30万円

■申請方法 一時支援金事務局ホームページからオンライン申請

なお、申請が困難な方向けに県内で申請サポート会場が設けられています。

■受付期間 5月31日（月）まで

■問合せ

○一時支援金コールセンター ☎0120-211-240

☎03-6629-0479（IP電話等用・通信料がかかります）

○町観光商工課 ☎72-6918

※なお、支給には要件があり、また、幅広い業種が支援の対象となります。申請方法等詳しくは、コールセンターへお問い合わせいただくか、経済産業省ホームページをご確認ください。



(一時支援金関連)
経済産業省HP